

令和6年利用料変更について

令和6年4月より、障害福祉サービスの報酬改定が行われました。前回お知らせしたサービス提供時間の変更もそのうちの一つでしたが、他にも色々変更されていますので、お知らせさせて頂くとともに、利用料も変更となりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

尚負担額（所得に応じて決まる、上限負担額で受給者証に記載されているものです）は受給者証に記載されているままです。お間違えのないようお願い致します。

1、基本単価（基本となる部分）

利用時間で3区分されます。

① 30分以上1時間半以下（574単位）→平日

② 1時間半を超え3時間（609単位）→平日

③ 3時間を超え5時間以下（666単位）→長期休暇のみ

みのりの場合平日は②、長期休暇③を基本に支援を行います。

2、加配加算

10人の児童に対し2人の支援員が基本です。それ以上の職員を配置した場合の加算です。みのりの場合5年以上経験のある職員を1名多く配置していますので、加算対象となり、187単位が加算されます。

3、延長加算

学校が早く終わり、3時間を超えて支援を行った場合、また長期休暇は5時間を超えて支援を行った場合は1時間ごと延長加算対象となり1時間92単位が加算されます。

みのりの場合長期休暇は10:00～16:00の支援となりますので、1時間92単位が加算されます。また早帰りなどで3時間を超えた場合、1時間ごとに92単位が加算されます。

4、送迎加算

これはいままで通りで変更はありません。54単位×回数

4、個別サポート加算

受給者証に個別サポート加算の記載のあるお子さんが加算対象となります。加算単価の変更になります。手続き上5月までは90単位

6月から120単位になります

5、処遇改善加算

職員の処遇を改善するための加算で、利用料全体の__%が加算されます。

基本計算

延長加算	92×時間
個別サポート加算	90（120）
送迎加算	54×回数
加配加算	187
基本報酬	609

みのりの場合どのお子さんも

609+187=796は同じです。

その上に利用していただいた加算を足していきます。

上記の合計に11、%を掛けた数字が処遇改善加算として足されます。

四日市市は1単位が10.36円の計算になるので合計単価に10.36を掛けた数字が利用料となりその1割が保護者負担となります。

$$(796+\alpha) + \{(796+\alpha) \times 13. \%\} = \text{合計}$$

$$\text{合計} \times 10.36 \text{円} = 1 \text{日の利用料}$$

上記合計の1割が保護者負担となり、その金額に対し上限負担額が設定されています。上限負担額の変更はありません。

国は質の向上、職員の処遇改善を目指し、行った支援に対し加算を付けていく方向になってきました。（医療、保育、障害、介護すべてにおいても同じ流れです）

今後もどんどん変更されていくと思われます。

その都度お知らせいたしますが、ご不明な点はお尋ねください。